

## 個人情報の保護に関する法律施行条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。）で使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、知事、病院事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

### (個人情報取扱事務登録簿)

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を備え付けなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の収集先
- (7) その他規則で定める事項

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 3 実施機関は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。
- 4 前3項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。
  - (1) 県の職員、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員並びに県が設立した地方独立行政法人の役員及び職員（以下この号において「県職員等」という。）又は県職員等であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務
  - (2) 犯罪の捜査に関する事務
  - (3) その他規則で定める事務
- 5 第1項の規定にかかわらず、公安委員会又は警察本部長は、同項第5号の記録項目の一部、同項第6号に掲げる事項若しくは同項第7号の規則で定める事項の一部を登録簿に登録し、又は個人情報取扱事務について登録簿に登録することにより、当該個人情報取扱事務の目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部、事項若しくは規則で定める事項の一部を登録簿に登録せず、又はその個人情報取扱事務について登録簿に登録しないことができる。

- 6 実施機関は、登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに、当該個人情報取扱事務の登録を抹消しなければならない。

（法第78条第2項の条例定める情報）

第4条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）第7条第2号ただし書ウに掲げる情報（法第78条第1項各号（第2号を除く。）に該当するものを除く。）とする。

（費用負担）

第5条 法第87条第1項の規定により文書又は図画の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

（開示請求に係る手数料）

第6条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料は、無料とする。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第7条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、  
21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
- (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
- (2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

(審査会への諮問)

第8条 実施機関（県が設立した地方独立行政法人を除く。）は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、島根県情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年島根県条例第42号）第1条に規定する島根県情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項について審議する場合

(運用状況の公表)

第9条 実施機関は、毎年1回法及びこの条例の運用状況について公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(島根県個人情報保護条例の廃止)

2 島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 次に掲げる者に係る旧条例第9条、第9条の2第3項及び第10条第3項の規定による職務上又はその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第5号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下この号及び附則第5項第1号において同じ。）である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から公の施設の管理を行わせることとされた地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の指定管理者が行う業務に従事していた者

(3) この条例の施行前において旧実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けた業務に従事していた者

4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第11条、第24条第1項、第29条第1項又は第29条の2第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する旧個人情報の開示、訂正等及び利用停止については、なお

従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた旧個人情報（公文書（島根県情報公開条例第2条第2項に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を含む個人の秘密に属する事項が記録された情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
- (2) 附則第3項第2号及び第3号に掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 前2項の規定は、県の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

8 附則第2項の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした行為に対する罰則の適用については、その失効後も、なお従前の例による。